



## 災害時要援護者の避難支援



大野 洋子 議員



## 災害時要援護者支援プランを修正して進める



**質問一** 災害時要援護者の把握について。

**二** 災害時要援護者への支援は、福祉避難所の機能について。

**答弁一（市長）** 手上げ方式の登録制度による災害時要援護者は、平成28年9月8日現在で366人である。避難行動要支援者は、鶴ヶ島市地域防災計画で定めた対象者を高齢者福祉課と障害者福祉課で抽出し、28年5月1日現在で1410人を把握している。

**二** 地域防災計画では、高齢者、障害者、乳幼児、外国人の方などを要配慮者と定め、そのうち、災害時に自ら避難することが困難で第三者の支援が必要な方を避難行動要支援者と位置付けている。今後、具体的な支援対策を進め、災害時要援護者支援プランについて

も必要な修正を行う。

**三** 地域防災計画では、二次避難所を福祉避難所と位置付けており、指定避難所での生活が困難な要配慮者の避難を想定している。要配慮者が安心して利用できる措置を講じるとともに、相談及び助言並びに支援の体制の整備が必要である。現在、老人福祉センター、各市民センター及び女性センターを二次避難所として指定している。

**◎その他の質問** これからの子どもたちの育成



## 障がい者の人権は

持田 敏明 議員



## 相互に人格と個性を尊重する 共に生きるパートナー

**質問一** いわゆる障害者差別解消法の精神は。

**二** 本年7月の相模原市の事件を受け、埼玉県内における対応は。

**三** 本市の事件後の障害者施設への指導は。

**四** 学校教育での障がい者への対応に関する教育指導は。

**五** インターネット上での障がい者を排除する発言の発信について

**六** お年寄りに対する防犯対策は。

**答弁一（市長）** 26年2月に発効した障害者の権利に関する条約が規定する「障害者固有の尊厳」と「非差別」、そして「社会的包摂」の理念を反映したものである。

の理念を反映したものである。

**二** 障害者支援施設や児童養護施設などを対象に、防犯対策の調査などが実施された。

**三** 障害者施設等に対し、安全管理のための注意喚起と、通所者及び家族、施設職員に対する心のケアを依頼した。また、9月30日には防犯講習会を実施する。

**四（教育長）** ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進している。

**五（市長）** 共生社会とは正反対の考え方である。障害者を排除しようとする社会はもろく、全ての人にとって生きにくい社会である。

**六** 西入間警察署と犯罪対策の連携を図っている。

